

■ 利用者の負担軽減制度について

特養ホーム(又は短期入所)を利用した場合は、介護サービス費と食費・居住費・日常生活費等が利用者の負担となります。これらの料金は、施設と利用者の契約により決められますが、低所得者の方は認定申請をすることにより料金が軽減される(安くなる)場合があります。

次の1～3のすべてに該当する方が認定の対象となります。

(認定申請をしない場合は、軽減はありません。)

1. 本人及び世帯全員が住民税非課税であること。
2. 配偶者がある場合は、世帯が異なる場合でも配偶者も住民税非課税であること。
3. 本人及び配偶者の預貯金等の金額が認定要件に該当すること。

利用者負担段階	要件1 － 所得状況	要件2 － 預貯金等の状況
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯全員及び配偶者が住民税非課税で、且つ本人が老齢福祉年金受給者であること	1,000万円以下 (夫婦:合計 2,000万円以下)
第2段階	世帯全員及び配偶者が住民税非課税で、且つ本人の※年金収入金額+合計所得金額が 82.65万円以下であること	650万円以下 (夫婦:合計 1,650万円以下)
第3段階の①	世帯全員及び配偶者が住民税非課税で、且つ本人の※年金収入金額+合計所得金額が 82.65万円超～120万円以下であること	550万円以下 (夫婦:合計 1,550万円以下)
第3段階の②	世帯全員及び配偶者が住民税非課税で、且つ本人の※年金収入金額+合計所得金額が 120万円超であること	500万円以下 (夫婦:合計 1,500万円以下)
第4段階	世帯に課税者がいる場合、住民税課税者がいる場合、認定申請をしない場合 (軽減制度適用外)	

※ 年金収入金額とは … 課税年金(公的年金)だけでなく非課税年金もすべて合算された総収入を指します。

■ 負担段階ごとの食費・居住費の軽減について

以下の負担段階の認定により、利用者の負担する食費、居住費が軽減されます。

適用日 R8.8.1以降

利用者負担段階	居 住 費 / 日		食 費 / 日 (おやつ込み)	
	従来型個室	多床室	特養ホーム	【※短期入所】
第1段階	380円	0円	300円	【300円】
第2段階	480円	430円	390円	【600円】
第3段階の①	880円	430円	680円	【1,030円】
第3段階の②	980円	530円	1,420円	【1,360円】
第4段階	1,231円	915円	1,545円	【1,545円】

※ 短期入所の食費は、朝食 - 450円 昼食 - 645円 夕食 - 450円 となっています。